

軽油引取税

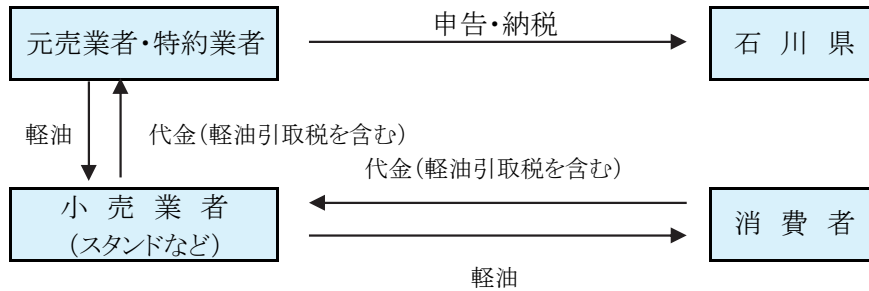
軽油引取税は、バス・トラックなどの燃料である軽油の引取り(購入)に対して課税されます。

【納める人】

元売業者・特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取り(購入)を行った方が、元売業者・特約業者を通じて納めます。

ただし、軽油の代金に税金が含まれていますので、最終的には軽油の消費者が負担することになります。

軽油引取税の流れ



※ 元売業者とは……軽油の製造、輸入又は販売を業とする者で、総務大臣の指定を受けた者
特約業者とは……元売業者から継続的に軽油の供給を受けて販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けた者

【納める額】

1キロリットルにつき……32,100円 (1リットルにつき32円10銭)

【免税】(令和9年3月31日まで)

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続きを行い、承認を受けたときに限り税金がかかりません。
詳しい手続きについては、管轄の県総合(県税)事務所へお問合せください。

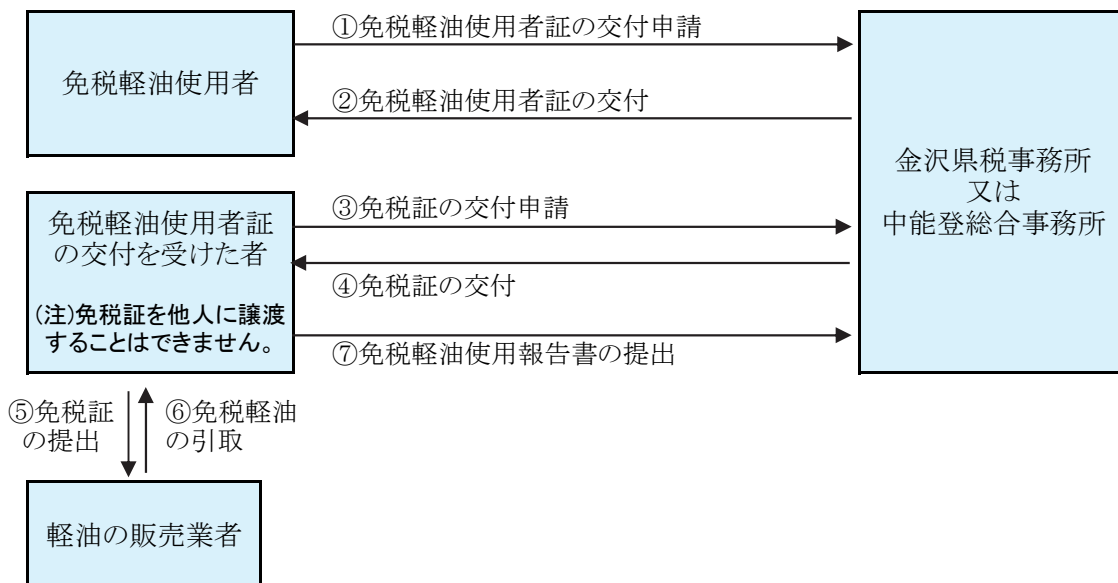
(1) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源の用途(注)

(注) 令和7年4月1日以降、マリンレジャー等に使用されるレクリエーション(業として行うものを除く。)用の船舶については、免税対象から除外されます。

(2) 農業・林業用機械の動力源の用途

(3) セメント製品製造業・生コンクリート製造業・鉱物の掘採事業・倉庫業・廃棄物処理事業・木材加工業・木材市場業など一定の用途

免税の流れ



【申告と納税】

元売業者・特約業者が、毎月分を翌月末日までに県へ申告納入します。

【徴収の猶予】

軽油引取税を含む軽油の代金が、売掛けになったことにより納期限までに納税できないと認められる税額については、申請により2か月以内の期間に限り徴収が猶予されます。

【不正軽油などに対する罰則】

犯罪の種類	罰則	
脱税に関する罪	懲役10年以下	1,000万円以下の罰金
製造の承認を受ける義務に関する罪	懲役10年以下	1,000万円以下の罰金 (法人の場合、3億円以下の罰金)
不正軽油の製造に要する資金・土地・建物・機械・原材料・薬品等の提供又は運搬に関する罪	懲役7年以下	700万円以下の罰金 (法人の場合、2億円以下の罰金)
不正軽油の運搬、保管、取得又は処分の媒介もしくはあっせんに関する罪	懲役3年以下	300万円以下の罰金 (法人の場合、1億円以下の罰金)

不正軽油をなくしましょう!

石川県では、悪質な脱税行為であるのみならず、環境にも重大な影響を与える不正軽油を撲滅するため「不正軽油110番」を設置しております。
不正軽油に関する情報がありましたら、下記までお寄せください。

フリーダイヤル なくならーふせい **0120-797623** (県庁税務課内)
※土日を除く平日の午前8時30分から午後5時45分まで受け付けています。

Eメールアドレス **keiyu110@pref.ishikawa.lg.jp**

不正軽油とは？

軽油に灯油や重油を混ぜる「混和軽油」や重油や灯油を原料に製造する「密造軽油」等があり、これらを販売・消費することは、脱税を目的とした違法行為となります。

- ◎ 通常の価格より安い軽油は、不正軽油の可能性があるので、購入には十分注意してください。
- ◎ 軽油に重油等を混ぜた燃料(混和軽油)を販売又は消費した場合や、軽油以外の重油・灯油などをディーゼル車等の燃料として販売又は消費した場合は、軽油引取税が課税されます。
- ◎ 不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPM(粒子状物質)やNOx(窒素酸化物)を増加させ、大気汚染の原因となります。
- ◎ 不正軽油を使用すると、エンジンの本来の性能が発揮できなくなるなど、不具合や損傷の原因となることがあります。